



地方公共団体の議会（以下「地方議会」という。）は、地方自治法第 99 条に基づき、当該地方公共団体の公益に関する事件に関して「意見書」を国会に提出することができます。

意見書とは、議会の一機関としての意思を、意見や要望としてまとめた文書のことを指します。国会に対する意見書の提出制度は平成 12 年から始まりました。それまでも地方議会は関係行政庁に対し意見書を提出することができましたが、意見書の内容を実現するには関係法律の制定や改正を要するものが多数あり、立法権を有する国会に対しても地方の声を届けたいという要望が地方議会にありました。また、地方分権の進展による地方公共団体の権限拡大に伴い、地方議会の役割の活性化が求められていたことから、第 147 回国会において地方自治法が改正され、国会に対しても意見書を提出できるようになりました。（なお、地方議会は地方公共団体の内部組織であり、法人格を有していないため国会に対して請願を行う権限がなく、意見書提出権はそれを補完する権限であるとも言えます。）

提出された意見書は、第 149 回国会における議院運営委員会理事会の決定に基づき、暦年単位で受理番号を付与した上で、件名及び提出議会名を参議院公報に掲載し、関係委員会へ参考のため送付されます。委員会で具体的に内容を審査したり、回答を発出することは義務付けられていません。

衆議院でも参議院と同様に意見書を受領（受領）していますが、両院における扱いの違いとして、参議院では受理した旨を公報掲載しているのに対し、衆議院では受領し委員会に参考送付した旨を公報掲載していること、また、衆議院では基本的に受領は開会中に限られていますが、参議院では閉会中も受理を行っていることなどが挙げられます。

受理実績については、制度開始以降、年々件数が増加し、平成 17 年には年間で 14,220 件に達しました。近年は年間約 7 千件前後で推移しており、平成 25 年の受理件数は 7,025 件となっています。多くの地方議会で定例会が開会される 3 月、6 月、9 月、12 月を中心に多数提出される傾向があります。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、新たな意見書に関する制度が創設されました。同年 12 月に施行された東日本大震災復興特別区域法の規定に基づいて、認定地方公共団体等（11 道県 227 市町村）が「復興特別意見書」を国会に提出できるようになったほか、平成 24 年 5 月には、福島復興再生特別措置法の施行に伴い、福島県知事が「福島復興再生特別意見書」を国会に提出できるようになりました。ただし、いずれの意見書についても平成 26 年 4 月末日現在で提出された実績はまだありません。

意見書は住民を代表する地方議会の総意を表すものであり、請願及び陳情とともに国民の声、地方の意見を国会に届ける方法の一つとなっています。

いのうえ りょうこ  
（井上 涼子・議事部請願課）